

学校法人和歌山信愛女学院
和歌山信愛女子短期大学
機関別評価結果

令和6年3月8日

一般財団法人大学・短期大学基準協会

和歌山信愛女子短期大学の概要

| | |
|-------|------------------|
| 設置者 | 学校法人 和歌山信愛女学院 |
| 理事長 | 森田 登志子 |
| 学 長 | 森田 登志子 |
| A L O | 芝田 史仁 |
| 開設年月日 | 昭和 26 年 4 月 1 日 |
| 所在地 | 和歌山県和歌山市相坂 702-2 |

<令和 5 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科 | 専攻 | 入学定員 |
|--------|--------|------|
| 生活文化学科 | 生活文化専攻 | 40 |
| 生活文化学科 | 食物栄養専攻 | 50 |
| 保育科 | | 80 |
| | 合計 | 170 |

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

和歌山信愛女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和6年3月8日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和4年6月30日付で和歌山信愛女子短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

「信愛教育理念」と呼ぶ教育理念は、「キリストの教えに根ざした教育」から始まる五つの柱を立てており、これに基づいた建学の精神は教育理念・理想を明確に示している。文部科学省「地(知)の拠点整備事業」に選定され、地域連携を専門的に扱う「きょう(教・共・郷)育の和センター」を設置し、教育・研究及び社会貢献活動を実施している。

建学の精神に基づき、教育目的・目標が確立され、学則、ウェブサイト、「学生生活のてびき」、学生募集要項等を通じて学内外に表明している。学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に定めて、学則に明記している。三つの方針は、関連付けて一体的に定めている。

自己点検・評価委員会を設置し、「内部質保証の方針」、「アセスメントポリシー」等の規定により、定期的に自己点検・評価を行っている。学修成果可視化システムにより、各種情報を集約し、学生の学習成果の獲得状況を把握・分析・評価し、学生支援や授業改善に活用している。

学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件を明記している。また、短期大学設置基準にのっとった体系的な教育課程、卒業認定・学位授与の方針に示す学習成果に対応した授業科目を編成している。教養教育の効果は、学修成果可視化システムを通して確認でき、教育課程等の改善に活用している。

入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針に示す学習成果に対応し、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握・評価し、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果の認識とその獲得へ貢献している。学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源も有効活用されている。

学生の生活支援のための教職員組織を整備し、学生の主体的活動を支援している。また、施設整備や通学のための便宜も図っている。経済的支援や健康管理等にも制度や施設を整えて対応している。就職支援としては、キャリアセンターと進路・就職委員会を整備し、学生の就職活動を支援している。

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて整備しており、短期大学設置基準を

充足している。教員は、FD 活動を通じて授業・教育方法の改善を行っている。SD 活動については、SD 委員会規程、職員研修規程を整備し、適切に実施している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づき、講義室、演習室、実験・実習室、ML 室等を整備している。また、学内 Wi-Fi 環境を整備し、全教室において ICT を活用した教育を行えるよう機器・備品を整備している。

財務状況について、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 2 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は学長を兼務し、年度始めの「和歌山信愛女学院全体会」において所信表明及び学校法人全体の共通認識を示し、全教職員と目的共有を図り、リーダーシップを適切に発揮している。また、寄附行為に基づいて定期的に理事会を開催し、各部門の業務を決定し、その実施状況等を適宜確認するとともに、理事の職務の執行を監督している。

学長は、短期大学の最高責任者として運営全般にリーダーシップを発揮している。また、教授会を学則に基づき開催し、教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。教授会は、「教学 IR 報告書」及び自己点検・評価報告書を通じて学生の学習成果の獲得状況を把握し、三つの方針に対する認識を共有している。

監事は、理事会、評議員会に出席し、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、法令等に基づいて適切に構成され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教学情報及び学校法人の情報をウェブサイトで公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 和歌山県下唯一の短期大学であり、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」に選定された際に、地域貢献を専門的に扱う「きょう（教・共・郷）育の和センター」を設置し、公開講座事業、生涯学習事業等、幅広く地域貢献の取組みを強化している。

[テーマ B 教育の効果]

- 短期大学での人材養成が地域・社会の要請に応えているか確認するため、地元産業界インタビュー調査、実習先からの意見聴取を行い、地域情勢、ニーズに合った「地域と社会に貢献できる自立性を有する人材育成」につなげている。

[テーマ C 内部質保証]

- 「FD・教学 IR 委員会」及び IR 室が、教育研究活動に関わる情報を収集し、学修成果可視化システムに集約し、分析結果を取りまとめて、運営会議、教授会及び各部署に提案している。各部署で機関レベルでの点検・評価に全専任教職員が関わり、PDCA サイクルを活用して、教育の質の向上・充実を図っている。
- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 各学科・専攻課程の入学受入れの方針が、学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針に示す学習成果に対応しており、詳細に記述されている。それらは高等学校関係者の意見を聴取した上で点検しており、求める学生の資質・能力と高等学校時代の学びとの関連性が明確になるよう、全面的な改定も行っている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 理事長は学長を兼務し、長年にわたり他設置校の長も兼務してきた。短期大学や学校法人全体の運営においては、学修成果可視化システム等の先進的な取り組みや教育の質保証を図る査定の仕組みを導入、推進してリーダーシップを発揮している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 2 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「和歌山信愛女学院経営改善計画」及び「和歌山信愛女子短期大学経営改善計画」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 監事による監査報告書には学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、

私立学校法の規定に従って、理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準 | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 | 合 |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 | 合 |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 | 合 |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合 |

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「信愛教育理念」と呼ぶ教育理念は、「キリストの教えに根ざした教育」から始まる五つの柱を立てており、これに基づいた建学の精神「一つの心、一つの魂」は、短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

文部科学省「地（知）の拠点整備事業」に選定された際に、地域連携を専門的に扱う「きょう（教・共・郷）育の和センター」を設置し、教育・研究及び社会貢献活動を実施している。和歌山県をはじめ和歌山市及び近隣地域の地方公共団体や民間企業等と連携協定を締結している。

建学の精神に基づき、教育目的・目標が確立され、学則、ウェブサイト、「学生生活のてびき」、学生募集要項等を通じて学内外に表明している。

建学の精神及び学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいた学習成果を卒業認定・学位授与の方針に定めて、学則に明記している。三つの方針は、関連付けて一体的に定めている。これらは、ウェブサイト、「学生生活のてびき」、「カリキュラムマップ」により学内外に表明している。

自己点検・評価委員会を設置し、規程化された「内部質保証の方針」、「アセスメントポリシー」により、定期的に自己点検・評価を行っている。また、学外の有識者数名から成る「外部評価委員会」を組織し、外部ステークホルダーの意見を自己点検・評価活動に取り入れる仕組みを確立している。

学習成果は、クラウドサービスの学修成果可視化システムにより、成績や単位修得状況、学生の自己評価に基づく「DP 達成度調査」、「学修計画と振り返り」等の情報を集約し、学生の学習成果の獲得状況を把握・分析・評価し、学生支援や授業改善に活用している。また、短期大学設置基準や各種免許・資格の関連法令の変更等は、業務用グループウェアを通じて共有・確認し、法令を遵守している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件が明記されている。

短期大学設置基準にのっとり体系的な教育課程、卒業認定・学位授与の方針に示す五

つの学習成果に対応した授業科目が編成されている。成績評価は短期大学設置基準等に基づいて判定され、教育課程の見直しも定期的に行っている。

教養科目群において、卒業認定・学位授与の方針に対応した四つの領域「信愛のこころ」、「社会を見通す力」、「人とつながる力」、「地域を支える力」が設定され、教養科目と専門科目が相補的な教育課程となっている。成績評価と「DP 達成度調査」等により査定した教養教育の効果は、学修成果可視化システムを通して、教育課程等の改善に活用されている。

入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針に示す学習成果に対応し、入学前の学習成果の把握・評価が明確に示されている。また、入学者選抜方法と高大接続の観点に基づいた選考基準は、入学者受入れの方針に対応している。

卒業認定・学位授与の方針に定める学習成果は明確であり、測定可能となっている。学習成果の獲得状況は、「単位認定規程」及び「成績評価のガイドライン」の学修成果共通ルーブリックに基づく成績評価や GPA 分布、各種アンケート等により測定しており、授業の改善に活用している。

教員は、学習成果の獲得状況の評価し、適切に把握し、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果の認識とその獲得へ貢献し、同様の支援を行っている。学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源も有効活用されている。

学生の生活支援のための教職員組織を整備し、学生の主体的活動を支援している。また、学生生活に必要な施設の整備や宿舍の紹介等、通学のための便宜も図っている。経済的支援や健康管理等にも制度や施設を整えて対応している。学生の意見や要望は「学生生活調査」等で聴取しており、その結果は、運営会議や自己点検・評価委員会を通じて各部署で共有し、学習支援策の点検に活用している。社会人学生や障がい者の学生に対する支援体制も整っている。

就職支援としては、キャリアセンターと進路・就職委員会を整備し、資料閲覧室と個別相談室を整備して学生の就職活動を支援している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて整備しており、短期大学設置基準を充足している。教員の採用・昇格については、就業規則、教員選考規程、「教員選考基準」に基づいて行っている。

専任教員の研究活動に関する規程は整備され、研究倫理の遵守にも努めており、研究紀要「信愛紀要」を年1回発行して専任教員の研究成果を発表する機会を確保している。教員は、FD 活動を通じて授業・教育方法の改善を行い、様々なオンラインシステムを活用し、学内の関係部署と連携して学生支援に当たっている。

事務組織の責任体制は明確であり、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。事務関係諸規程は整備されており、事務部署には各業務に必要な情報機器、備品等を整備している。SD 活動については、SD 委員会規程、職員研修規程を整備し、適切に実施している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づき、授業を行う講義室、演習室、実験・実習室、ML 室等を整備している。また、全教室において ICT を活用した教育を行えるよう機器・備品を整備している。

火災・地震対策は「防災訓練実施要項」、「自衛消防訓練計画書」を定め、安全設備点検及び見学会や学生を含めた避難訓練を行っている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために、各種オンラインシステムを導入し技術サービスの向上を図り、技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。学生の学習支援のために無線 LAN 環境を整備し、施設内全ての教室や廊下で学内 LAN に接続できるようにしている。

財務状況について、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 2 年間の経常収支が支出超過となっている。

今後、「和歌山信愛女学院経営改善計画」及び「和歌山信愛女子短期大学経営改善計画」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、短期大学学長に加え、併設大学初代学長を兼務し、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。年度始めの「和歌山信愛女学院全体会」では、理事長としての所信表明及び学校法人全体の共通認識を示し、全教職員との目的共有を図っている。

また、寄附行為に基づいて定期的に理事会を開催し、各部門の業務を決定し、その実施状況等を適宜確認するとともに、理事の職務の執行を監督している。

学長は、短期大学の最高責任者として運営全般にリーダーシップを発揮している。学長は、教授会を学則等の規程に基づき開催し、学生の入学、卒業、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上、決定している。併設大学とは、「和歌山信愛大学・和歌山信愛女子短期大学連携協議会規程」に基づき、合間で審議が必要な場合は協議を行っている。

教授会の議事録は教授会規程に基づき適切に保管されており、また教授会は、「教学 IR 報告書」及び自己点検・評価報告書等を通じて学生の学習成果の獲得状況を把握し、学則に示す審議事項を通じて三つの方針に対する認識を共有している。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、適宜意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に監査の実施状況とその結果を理事会、評議員会に報告するとともに提出している。なお、監査報告書には、理事の業務執行の状況についても記載する必要がある、改善が望まれる。

評議員会は、法令等に基づいて適切に構成され、理事長を含め役員の諮問機関として運営されている。

教学情報及び学校法人の情報をウェブサイトで公表・公開している。